

保護者 様

千曲市教育委員会
千曲市立小中学校長

学校におけるマスク着用の考え方等について

新年度が始まり、学校は子どもたちのはつらつとした姿にあふれています。

さて、文部科学省から「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について(通知) 4 文科初第2507号」が示され、それに伴い「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定がありました。

つきましては、千曲市内の小中学校では、これらを踏まえた上で、下記のようにしますので、ご理解ご協力をお願いします。

記

1. マスク着用の考え方について

(1) 基本的な考え方

- 児童生徒・教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ただし、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、着用が推奨されることがあります。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう指導します。
- 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、以下のような一定の感染症対策を講じていきます。これは、部活動等においても同様です。

【各教科等共通】

「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」「一斉に大きな声で話す活動」

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行います。
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えます。
- ・ 近距離で向かい合っの発声は控えます。

【理科】→「児童生徒がグループで行う実験や観察」

- ・ 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保します。

【音楽】→「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」

- ・ 体の中心から前方1m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保し、原則、向かい合っの歌唱は控えます。

【図画工作、美術、工芸】→「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」

- ・ 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保します。

【家庭、技術・家庭】→「児童生徒がグループで行う調理実習」

- ・ 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保します。
- ・ 試食の際は、大声での会話は控える、座席を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の座席間に一定の距離（1m程度）を確保する等の措置を講じます。

【体育、保健体育】→「組み合ったり接触したりする運動」

- ・ 大声での発声は控えます。
- ・ 見学や休憩時等には、触れ合わない程度の距離を確保し、大声での会話や発声は控えます。

- 新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられますが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにします。

- また、咳やくしゃみの際には、咳エチケット(咳・くしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチや、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえること)を行うよう児童生徒に指導します。

(2) 学校行事等の実施に当たっての留意事項

- 学校行事は、基本的感染対策を講じた上で実施します。
- 今後、学校において実施が予定されている運動会等の体育的行事や音楽会・文化祭等の文化的行事については、保護者等の参加人数の制限等行いません。

2. 効果的な換気の実施について

気候上可能な限り、常時換気に努めます。廊下側と窓側を対角に開けることとします。窓を開ける幅は10 cm から20 cm程度を目安としますが、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も考えられます。また、廊下の窓も開けることとします。常時換気が難しい場合は、こまめに(30分に1回以上)数分間程度、窓を全開にします。

3. 給食等の食事をとる場面における対策について

- 給食等の食事をとる場面においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意するよう指導します。その上で、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離(1m程度)を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ないこととします。

4. 基本的な感染対策の継続について

- ・ 「健康観察カード」の実施と提出の継続をお願いします。教職員も行います。
- ・ 風邪症状(発熱、せき、のどの痛み、頭痛、息苦しさ、強いだるさ、味や臭いの異常、吐気・嘔吐・下痢等)がある場合は、登校を控えるようお願いします。出席停止扱いとなります。
なお、現在、感染がまん延していないので、同居の家族に発熱症状等がある場合、同居の家族に濃厚接触者がいる場合については、登校を控える必要はありません。
- ・ 登校後、始業前、休み時間後、給食前、清掃後、用具や物品等共用したものを使用した後など、手洗いを30秒程度、流水と石鹸を使い丁寧にを行います。
- ・ 教室では、児童生徒の座席の間隔は可能な限り広くし、基本形は対面とならないようにします。

5. 部活動について(小学校課外活動を含む)

- ・ 部活動は、感染防止対策を万全に行った上で通常どおり実施することとします。
※競技団体等で示されているガイドラインに従って活動します。

6. 図書館利用について

- ・ 図書館利用前後の手洗いを徹底するとともに、学校の規模、施設等も考慮して児童生徒の密集を生じさせないよう配慮します。

7. 清掃・消毒について

- ・ 清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で行い、掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行います。
- ・ 大勢がよく手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭きます。

8. 休み時間について

- ・ 休み時間中の行動については、三密(密閉・密集・密接)を回避するよう必要なルールを設定すること等も含めて指導します。

9. 登下校について

- ・ 集団登下校を行う場合は、密接にならないよう指導します。

現在、千曲市内の感染状況は比較的落ち着いてきていますが、感染経路不明の児童生徒の陽性は、依然として確認されています。引き続き基本的感染対策の徹底していくことが大事となります。また、学校内にウイルスを持ち込まないことも大事となります。感染リスクをよりゼロに近づけられるよう皆様方のご理解ご協力をお願いします。